

防 謀 に 注 意 せ よ

宛 一〇二二一(元亨)

嘆 願 書

作 者

謹て本書に因りては一日下獄死に就き置るべし、米俸刊書所人物
 兼中・元平百五二戸团长毛陸軍中將秋津清治の裁判に付
 特別の同情を蒙れり。此は誠に遺憾なく、電大の事か不慮の中より
 次年の事あり。

一、能くは此に性事厚心正に、時に臨評に高し上下の關係より、
 信望極めて厚い人物とありし。抑序長し、押下の對する
 意愛深く傷病者の取扱慰籍等に在りし努力多し。又
 困窮者に對しては進んで助力救援を惜まぬ美徳有りし。又
 一家の人物大に良く、に拘らず今回、いかに救還せられたる
 所の婦女兵取事仲に關係し軍中裁判を定むればならぬと
 事よりして、私共は本書件は懲罰所放還に由り、厲害に
 端を登りしと聞かざりし。然し右懲罰所放還は若時の刑表
 のこの控者、甚は是は民間業者之に若し、從つて婦女の養育
 採用取扱に合ふ氏の所管外の事とあり、故に之等以南
 命令指しを登す。立場に居らなかつた事又其本件命令
 無かつた事を聞かざりし。

私共は氏の人格と平生の行動より推して、氏の本書件に由り
 し、及んで到底信し得ない。とありし。

一、氏の家庭は、夫人・夫人・花母とあり、終戦以來、彼等所は
 皆無事にあり、只養老を念より、近隣の風評極め
 ず、静かに暮らす。氏の書刊を見れば、一家は枯石と夫
 こそ、海に同様の、情にありし。

一、氏の書刊には、その下に於ては、
 一、氏の書刊には、その下に於ては、
 一、氏の書刊には、その下に於ては、

重正と名実名